

議案第98号

米原市職員の給与に関する条例および米原市一般職の任期付職員の採用および給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について

米原市職員の給与に関する条例および米原市一般職の任期付職員の採用および給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて議会の議決を求める。

令和2年11月27日提出

米原市長 平尾道雄

提案理由

社会一般の情勢に適応した国家公務員の適正な給与を確保するための令和2年人事院勧告に伴い、本市においてもその趣旨を踏まえ、職員の令和2年12月期および令和3年度以後の期末手当の支給割合を改定するため、この案を提出するものである。

米原市職員の給与に関する条例および米原市一般職の任期付職員の採用および給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

(米原市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 米原市職員の給与に関する条例(平成17年米原市条例第40号)の一部を次のように改正する。

第22条第2項中「100分の130」を「、6月に支給する場合には100分の130、12月に支給する場合には100分の125」に改め、同条第3項中「「100分の72.5」」の次に「と、「100分の125」とあるのは「100分の72.5」」を加える。

第2条 米原市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第22条第2項中「、6月に支給する場合には100分の130、12月に支給する場合には100分の125」を「100分の127.5」に改め、同条第3項中「「100分の130」とあるのは「100分の72.5」と、「100分の125」とあるのは「100分の72.5」」を「「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」」に改める。

(米原市一般職の任期付職員の採用および給与の特例に関する条例の一部改正)

第3条 米原市一般職の任期付職員の採用および給与の特例に関する条例(平成27年米原市条例第42号)の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「「100分の170」」の次に「と、「100分の125」とあるのは「100分の165」」を加える。

第4条 米原市一般職の任期付職員の採用および給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「「100分の130」とあるのは「100分の170」と、「100分の125」とあるのは「100分の165」」を「「100分の127.5」とあるのは「100分の167.5」」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条および第4条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

米原市職員の給与に関する条例新旧対照表（改正理由） 第1条関係

改正後	現 行	改正理由
<p>(期末手当) 第22条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の130、12月に支給する場合には100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6か月 100分の100 (2) 5か月以上6か月未満 100分の80 (3) 3か月以上5か月未満 100分の60 (4) 3か月未満 100分の30</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の130」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」と、「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」とする。</p> <p>4～6 略</p>	<p>(期末手当) 第22条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の130</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6か月 100分の100 (2) 5か月以上6か月未満 100分の80 (3) 3か月以上5か月未満 100分の60 (4) 3か月未満 100分の30</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の130」とあるのは「100分の72.5」とする。</p> <p>4～6 略</p>	<p>・令和2年12月期の再任用職員以外の職員の期末手当支給割合を0.05月分引き下げることに伴う改正</p> <p>令和2年 期末手当支給割合 12月期 1.3月分→1.25月分 (▲0.05月分) 年 間 2.6月分→2.55月分 (▲0.05月分)</p> <p>・令和2年12月期の再任用職員の期末手当支給割合は変更しないことに伴う改正</p>

米原市職員の給与に関する条例新旧対照表（改正理由） 第2条関係

改正後	現 行	改正理由
<p>(期末手当) 第22条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>を乗じて得</p>	<p>(期末手当) 第22条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合に</u></p>	<p>・令和3年度以後の再任用職員以外の職員の期</p>

<p>た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6か月 100分の100 (2) 5か月以上6か月未満 100分の80 (3) 3か月以上5か月未満 100分の60 (4) 3か月未満 100分の30</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」とする。</p> <p>4～6 略</p>	<p>は100分の130、12月に支給する場合には100分の125を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6か月 100分の100 (2) 5か月以上6か月未満 100分の80 (3) 3か月以上5か月未満 100分の60 (4) 3か月未満 100分の30</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の130</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」と、「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」とする。</p> <p>4～6 略</p>	<p>末手当支給割合を6月期は引き下げ、12月期は引き上げて、ともに1.275月分とすることに伴う改正</p> <p>令和3年度以後の期末手当支給割合</p> <p>6月期 1.3月分→1.275月分(▲0.025月分) 12月期 1.25月分→1.275月分(+0.025月分) 年 間 2.55月分</p> <p>・令和3年度以後の再任用職員の期末手当支給割合は変更しないことに伴う改正</p>
--	---	---

米原市一般職の任期付職員の採用および給与の特例に関する条例新旧対照表（改正理由） 第3条関係

改正後	現 行	改正理由
<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第21条の2第1項、第22条第2項および第24条の2第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「災害派遣等手当」とあるのは「災害派遣等手当ならびに米原市一般職の任期付職員の採用および給与の特例に関する条例（平成27年米原市条例第42号）に定める特定任期付職員業績手当」と、給与条例第21条の2第1項中「第11条第1項の規定に基づく規則で指定する職にある職員</p>	<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第21条の2第1項、第22条第2項および第24条の2第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「災害派遣等手当」とあるのは「災害派遣等手当ならびに米原市一般職の任期付職員の採用および給与の特例に関する条例（平成27年米原市条例第42号）に定める特定任期付職員業績手当」と、給与条例第21条の2第1項中「第11条第1項の規定に基づく規則で指定する職にある職員</p>	

<p>が」とあるのは「第11条第1項の規定に基づく規則で指定する職にある職員および米原市一般職の任期付職員の採用および給与の特例に関する条例第7条第1項に規定する特定任期付職員が」と、給与条例第22条第2項中「100分の130」とあるのは「100分の170」と、「100分の125」とあるのは「100分の165」と、給与条例第24条の2第2項中「第11条第1項の規定に基づく規則で指定する職にある職員」とあるのは「第11条第1項の規定に基づく規則で指定する職にある職員および米原市一般職の任期付職員の採用および給与の特例に関する条例第7条第1項に規定する特定任期付職員」とする。</p> <p>3・4 略</p>	<p>が」とあるのは「第11条第1項の規定に基づく規則で指定する職にある職員および米原市一般職の任期付職員の採用および給与の特例に関する条例第7条第1項に規定する特定任期付職員が」と、給与条例第22条第2項中「100分の130」とあるのは「100分の170」と、給与条例第24条の2第2項中「第11条第1項の規定に基づく規則で指定する職にある職員」とあるのは「第11条第1項の規定に基づく規則で指定する職にある職員および米原市一般職の任期付職員の採用および給与の特例に関する条例第7条第1項に規定する特定任期付職員」とする。</p> <p>3・4 略</p>	<p>・令和2年12月期の特定任期付職員の業績手当支給割合を0.05月分引き下げることに伴う改正</p> <p>令和2年 特定任期付職員の業績手当支給割合</p> <p>12月期 1.7月分→1.65月分 (▲0.05月分)</p> <p>年間 3.4月分→3.35月分 (▲0.05月分)</p>
--	---	---

米原市一般職の任期付職員の採用および給与の特例に関する条例新旧対照表（改正理由） 第4条関係

改正後	現 行	改正理由
<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第21条の2第1項、第22条第2項および第24条の2第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「災害派遣等手当」とあるのは「災害派遣等手当ならびに米原市一般職の任期付職員の採用および給与の特例に関する条例（平成27年米原市条例第42号）に定める特定任期付職員業績手当」と、給与条例第21条の2第1項中「第11条第1項の規定に基づく規則で指定する職にある職員が」とあるのは「第11条第1項の規定に基づく規則で指定する</p>	<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第21条の2第1項、第22条第2項および第24条の2第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「災害派遣等手当」とあるのは「災害派遣等手当ならびに米原市一般職の任期付職員の採用および給与の特例に関する条例（平成27年米原市条例第42号）に定める特定任期付職員業績手当」と、給与条例第21条の2第1項中「第11条第1項の規定に基づく規則で指定する職にある職員が」とあるのは「第11条第1項の規定に基づく規則で指定する</p>	

職にある職員および米原市一般職の任期付職員の採用および給与の特例に関する条例第7条第1項に規定する特定任期付職員が」と、給与条例第22条第2項中「100分の127.5」とあるのは「100分の167.5」と、給与条例第24条の2第2項中「第11条第1項の規定に基づく規則で指定する職にある職員」とあるのは「第11条第1項の規定に基づく規則で指定する職にある職員および米原市一般職の任期付職員の採用および給与の特例に関する条例第7条第1項に規定する特定任期付職員」とする。

3・4 略

職にある職員および米原市一般職の任期付職員の採用および給与の特例に関する条例第7条第1項に規定する特定任期付職員が」と、給与条例第22条第2項中「100分の130」とあるのは「100分の170」と、「100分の125」とあるのは「100分の165」と、給与条例第24条の2第2項中「第11条第1項の規定に基づく規則で指定する職にある職員」とあるのは「第11条第1項の規定に基づく規則で指定する職にある職員および米原市一般職の任期付職員の採用および給与の特例に関する条例第7条第1項に規定する特定任期付職員」とする。

3・4 略

・令和3年度以後の特定任期付職員の業績手当支給割合を6月期は引き下げ、12月期は引き上げて、ともに1.675月分とすることに伴う改正
令和3年度以後の特定任期付職員の業績手当支給割合
6月期 1.7月分→1.675月分(▲0.025月分)
12月期 1.65月分→1.675月分(+0.025月分)
年間 3.35月分